

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるインドネシア向けの  
判定・発給受付開始について（2023年1月4日以降）

2022年12月23日  
日本商工会議所

11月9日付でご案内（<https://www.jcci.or.jp/20221109rcep-indonesia.pdf>）の  
とおり、2023年1月4日より、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下、「RCEP協定」  
といいます）のインドネシア向けの判定依頼・発給申請の受付を開始いたします。  
受付開始にあたり、下記のとおりシステム更新を行います。

記

1. システム更新内容について

（1）RCEP協定における「インドネシア」選択肢の追加

原産品判定依頼書画面における「仕向国」欄や「RCEP原産国」欄および発給申請書入力  
画面における「仕向国」欄において、「インドネシア」の選択肢を追加します。

（2）一部の原産品判定依頼データにおける仕向国の変更（2022年12月28日までに作成  
されたデータのみ）

判定番号取得済み（承認済）の判定依頼データのうち、HSコード（6桁）が「インドネ  
シアの税率差特別ルール対象品目（※）」と一致するものについては、（発給申請時に選択  
可能な）仕向国からインドネシアを除外します。

本件は、2023年1月4日からシステムに反映されます。特にシステム画面をコピーして  
保存している場合や、同意通知先に証明資料提出同意通知書を提出している場合、記載が  
変更となる可能性がありますのでご注意ください。

【イメージ】1月4日以降、仕向国からインドネシアが除外される製品の判定依頼画面

■仕向国

※仕向国は、RCEP協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出品（HSコード）について税率差ルール（協定第2.6条）  
を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出品（HSコード）について第2.6条に規定されている国別の個  
別譲許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。  
※なお、RCEP協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	その他（インドネシアを除くすべての発効済の締約国で使用可能）
-----	--------------------------------

また、これらインドネシアの税率差特別ルール対象品目のインドネシア向け輸出でRCEP  
協定を活用する場合は、あらためてインドネシアを仕向国とする原産品判定申請を行い、  
承認を受ける必要があります。

■仕向国

※仕向国は、RCEP協定を批准している国かつ、原産品判定を行う輸出品（HSコード）について税率差ルール（協定第2.6条）  
を定めている可能性のある国を選択することができます。当該輸出品（HSコード）について第2.6条に規定されている国別の個  
別譲許を定めていない国を仕向国として判定依頼を行う場合は、その他を選択してください。  
※なお、RCEP協定を批准していない国で国別の個別譲許を定めている原産品については、判定依頼を行うことができません。

仕向国	インドネシア
-----	--------

(※) インドネシアの税率差特別ルール対象品目【HSコード2012】

【掲載先】 <https://www.mofa.go.jp/files/100129158.pdf>

→経済産業省から示されている暫定的な措置として、2023年1月以降、原産品判定はHS2022版の品目別規則を用いますが、「税率差特別ルール対象品目」の特定は、HS2022ではなくHS2012を用いて行います。

詳細は、以下リンク先をご参照ください。

- ・2022.12.20 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定におけるHS2022に従った品目別規則の採択に伴う特定原産地証明書申請手続き等について（vol.2）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20221220rcep-zeritsusatokubetsurule.pdf>

## 2. システムメンテナンス期間

2022年12月29日（木）0:00AM ~ 2023年1月4日（水）8:00AM

※本件にかかるプログラムの追加・更新のほか、「RCEPのHSコード移行に伴うプログラム入替」等の作業を行います。メンテナンス期間中は、システムにログインできませんのでご承知置きください。

【お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部

お問い合わせフォーム： <https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html>